

1. 件名：関西電力(株)高浜発電所第3、4号機に係る使用前確認の省略に関する面談

2. 日時：令和4年2月21日 10時00分～10時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、宇野主任原子力専門検査官、須貝主任原子力専門検査官、増本主任原子力専門検査官、

関西電力(株)

原子力事業本部 原子力安全・技術部門

プラント・保全技術グループ マネジャー 他6名

5. 要旨

○原子力規制庁は、令和4年2月15日付けで認可した関西電力(株)高浜発電所第3、4号機の大山生竹テフラの噴出規模の見直しによる降下火砕物の最大層厚の変更について、原子力規制委員会の確認の要否を確認するために、改めて設計及び工事の計画の内容の説明を求めた。

○関西電力(株)から、資料に基づき認可された設計及び工事の計画は、施設自体に工事等の変更を行うものではないとの説明があった。

○原子力規制庁は、設計及び工事の計画の内容が実用炉規則第17条第4号に基づく使用前確認の省略に該当するかについて、庁内手続きを進める旨を伝えた。

6. その他

資料：高浜発電所3、4号機 大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱いについて